

改 正 案

現 行

附 則
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 削除
 一 (略)

附 則
 (施行期日)

第一条 (同上)

二 (略)

(特定関係者との間の取引等に関する経過措置)
 第三条 新水協法第十一条の十二（新水協法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定は、新水協法第十一条第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、新水協法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会（以下「共済事業実施組合」という。）がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする取引又は行為について適用し、当該共済事業実施組合が施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

(特定関係者との間の取引等に関する経過措置)
 第三条 新水協法第十一条の十二（新水協法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定は、新水協法第十一条第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、新水協法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会（以下「共済事業実施組合」という。）が施行日以後にする取引又は行為について適用し、当該共済事業実施組合が施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

第三十八条 削除

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)
 第三十八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。
 別表第二第六号中「第一百二十九条の二の二」を「第一百二十九条の三第一号」に改める。